

陸上自衛隊達第61－10号

装備改善提案に関する達を次のように定める。

平成22年3月1日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

装備改善提案に関する達

改正 平成23年4月4日陸幕達第61－10－1号

平成30年3月16日達第61－10－2号

令和元年6月27日達第122－303号

令和3年3月15日達第122－315号

令和5年3月15日達第61－10－3号

令和6年3月21日達第61－10－4号

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊における装備品等の改善に係る隊員及び部隊からの提案等をより迅速・適切に装備品等の改善へ反映させるため、一元的に装備改善提案として処理する要領を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定されるもののほか、部隊等で使用する器材（工具、教材等）をいう。
- (2) 装備品等の改善 装備品等の性能向上、操用性・安全性等の向上、価格の低減又は法令等への適用を図る等のために行う装備品等の改善、改修若しくは類似器材の取得をいう。
- (3) 装備改善提案 装備品等の改善に係る提案をいう。
- (4) 陸上総隊司令官等 陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊長及び各機関の長をいう。
- (5) 部隊等 連隊、群及び防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長又は団長の直轄する大隊、これらに準ずる部隊以上の部隊並びに学校等をいう。
- (6) 改善実施権者 当該装備品等の改善の実施の可否を決定する権限を有し、当該装備品等に関する装備改善提案の審査判定に際し、自ら判断又は上級部隊長の採否決定を補佐する者をいう。

(改善実施権者)

第3条 改善実施権者の区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 陸上幕僚長

陸上幕僚監部統制品目（陸上自衛隊の補給等に関する訓令（陸上自衛隊訓令第72号。以下「補給等訓令」という。）第5条第1項の規定に基づく品目をいう。）及びこれに準ずる主要な装備品等

(2) 補給統制本部長

陸上幕僚監部統制品目で特に指定する装備品及び補給統制本部統制品目（補給等訓令第5条第2項の規定に基づく品目をいう。）で、陸上幕僚長の権限に属する以外の装備品等

(3) 補給処長

補給処統制品目（補給等訓令第5条第3項の規定に基づく品目をいう。）

(4) 分任物品管理官たる部隊長等

部隊統制品目（補給等訓令第5条第6項の規定に基づく品目をいう。）

（装備改善提案担当者の指定）

第4条 部隊等の長は、部隊等における装備改善提案の担当者を指定し、当該制度の活用促進を図るものとする。

（装備改善提案の提出）

第5条 装備改善提案を提出しようとする隊員（以下「提案者」という。）は、装備改善提案書（別紙第1）を作成し、指揮系統を通じて部隊等の長に上申するものとする。

（審査判定）

第6条 部隊等の長は、提案者から受理した装備改善提案について、次の各号に定めるところにより処置するものとする。

(1) 審査に当たり、提案内容が他の訓令等により処置すべき事項（別紙第2）に該当すると認めた場合は、その定めるところにより処置する。

(2) 審査判定基準（別紙第3）に基づき速やかに審査判定を行い、採用するものと不採用とするものに区分する。

(3) 特別の理由により審査判定に3箇月以上の期間を要すると認める場合は、適宜の方法により理由、判定予定時期等をあらかじめ提案者に通知する。

(4) 審査の結果、更に検討を必要とする箇所があると認める場合及び装備改善提案書記載上の不備事項があると認める場合は、必要事項を明示の上、再提案させるものとする。

（審査判定後の処置）

第7条 部隊等の長は、前条第2号により判定した場合は、指揮系統を通じて提案者にその結果を通知するとともに次の各号に定めるところにより処置するものとする。

(1) 提案を採用し、かつ、広く他の部隊等に普及することを適当と認めた場合は、次条第1号に定める普及上申の処置をとる。

- (2) 採用を適当と認めるが、提案の内容が陸上幕僚長又は上級部隊等の長の権限に属する事項である場合は、次条第2号に定める上申の処置をとる。
- (3) 提案を不採用とする場合は、審査判定書により提案者へ通知する。その際、提案者の改善意欲を損なわないように留意する。

(装備改善提案の上申等)

第8条 部隊等の長は、装備改善提案の上申等に当たっては、装備改善提案書に審査判定書（別紙第4）及び所要の関連資料（データを添付し部内系メール等で送付）を付すとともに、次の各号に定めるところにより処置するものとする。

- (1) 普及上申（前条第1号に該当する場合をいう。）

上級部隊等に上申（陸上幕僚長については、装備計画部長気付）するとともに、陸上総隊司令官等は写しを補給統制本部長に通知する。提出時期は、各四半期末を基準とするも、緊急を要するものについては、速やかに上申するものとする。

- (2) 上申（前条第2号に該当する場合をいう。）

権限を持つ者に対し順序を経て上申（陸上幕僚長については、装備計画部長気付）するとともに、陸上総隊司令官等は写しを補給統制本部長に通知する。提出時期は、各四半期末を基準とするも、緊急を要するものについては、速やかに上申するものとする。

- (3) 陸上総隊司令官等は、上申された装備改善提案を不採用と判定した場合は、装備改善提案書に審査判定書を付し、陸上幕僚長（装備計画部長気付、各四半期末に提出）に報告する。

(補給統制本部における装備改善提案の検討)

第9条 補給統制本部長は、前条の規定により通知された装備改善提案のうち、上申又は普及上申された提案について検討し、審査判定に必要な意見を付し、陸上幕僚長（装備計画部長気付）に報告する。この際、補給統制本部長が改善実施権者たる装備品等については、陸上幕僚監部と調整の上、審査判定結果として報告するとともに、所要の処置を実施するものとする。この際、補給統制本部長は、必要に応じて研究開発に関する達（陸上自衛隊達第100-1号（27.12.3））第5条に規定された研究実施機関に検討の協力を依頼できるものとする。

(装備改善提案の内容が改造に該当する場合の処置)

第10条 陸上幕僚監部における審査判定の結果、提案が採用され、かつ、改造意見に該当する場合には、陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24））第27条に定める改造意見が提出されたものとして処理する。

(部内系メールによる装備改善に関する意見)

第 11 条 第 6 条の規定にかかわらず、部隊等の長は、隊員の提案を確認し、緊急に改善の処置が必要となる場合、陸上幕僚監部又は研究実施機関の検討状況を確認し、部内系メールより陸上幕僚監部に対して、次の各号に定めるところにより速やかに、装備改善に関する意見を提出（以下「メールによる意見」という。）させるものとする。

(1) 提出に当たっては、提案者又は提案者が所属する部隊長は、陸上幕僚監部等と調整後、必要に応じ、指揮系統上の各上級部隊へ同時に通知するものとする。

(2) メールによる意見提出の様式は、別紙第 1 とする。

2 部隊等の長は、メールによる意見提出について、陸上幕僚監部から要求があった場合には、内容等を具体化した上で速やかに第 5 条から第 8 条の規定に準じ、装備改善提案の手続きを実施するものとする。

この際、陸上幕僚監部において検討が開始された提案は、第 6 条の規定による審査判定を省略することができる。

3 補給統制本部は、陸上幕僚監部からの要求により、第 9 条の規定に準じ、メールによる意見についても検討を実施し、その結果を速やかに報告するものとする。

(保全)

第 12 条 提案に当たっては、関係規則を遵守し、秘密保全の確保に留意するものとする。

(特別の部隊)

第 13 条 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 22 条第 2 項の規定に基づき編成された部隊は、中隊及びこれらに準ずる部隊以下の部隊も、部隊等とみなしてこの達の規定を適用する。

(情報共有)

第 14 条 補給統制本部長は、装備改善提案に係る情報共有のため、データベースを運用するものとする。

附 則

この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 4 日陸上自衛隊達第 61-10-1 号）

この達は、平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日陸上自衛隊達第 61-10-2 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122-303 号）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、こ

れを修正した上使用することができる。

附 則（令和３年３月１５日陸上自衛隊達第 122－315 号）

- 1 この達は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和５年３月１５日陸上自衛隊達第 61－10－3 号）

この達は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日陸上自衛隊達第 61－10－4 号）

この達は、令和６年３月２１日から施行する。

別紙第 1（第 5 条関係）

装備改善提案書		
項 目		内 容
提案者		所 属： 職 名： 階 級： 氏 名： （内線番号： ）
装備品等名		
提案の主題		
必要性	現 状	取扱い上の根拠：
	問題点	
効果	改善の方法	
	改善の効果	
	経費等	
	適用範囲	陸自全般 ・ ○○ 全般
補給カタログ		物品区分： 主品目番号 ： 物品番号： 品名（規格等）： 需給統制区分：
その他		

寸法：日本産業規格 A 4 縦

注：記載要領

1 現 状

提案する装備品について、使用する場面及び運用等に関する状況を努めて詳細に記入する。また、提案箇所について取扱い、操作上の根拠を記載している教範、取扱書等の該当頁、項目を記入する。

2 問題点

故障、負傷実績等の問題点が運用等に与える影響を詳細に記述する。

3 改善の方法

努めて詳細に記入し、図面、写真、比較表等を添付する。

4 改善の効果

改善の効果は、作業の簡素化・効率化、人員（隊力）の節減、資器材及び経費の節約その他の効果について、努めて具体的に数字で記入する。

5 経費等

提案品を作成した場合の経費等を記入する。

6 適用範囲

陸自全般又は○○全般とし、○○に適用部隊等を記入する。

7 補給カタログ

提案品目に関する物品区分、主品目番号、物品番号、品名（規格等）及び需給統制区分を記入する。

8 その他

- (1) 提案に当たり、参考とした資料等、検討の参考となる事項を記入する。
- (2) メールによる意見において、陸上幕僚監部で検討に着手された提案は、その旨を記入する。

別紙第 2（第 6 条関係）

他の訓令等により処置すべき事項

提案内容	訓令等
職務に関連した発明、考案又は意匠の創作で、特許、実用新案又は意匠の登録をする価値があると認められる場合	職務発明に関する訓令（昭和 39 年防衛庁訓令第 46 号）
規則・制度等に関する改善意見の場合	業務改善に関する達（陸上自衛隊達第 12—1 号（53. 11. 7））
整備諸基準の改正に関する意見の場合	陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第 71—4 号（52. 12. 24））別冊第 1 第 4 条第 3 号
補給カタログの改正に関する意見の場合	陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71—5 号（19. 1. 9））別冊第 2 第 5 条
取扱書の改正に関する意見の場合	陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達（陸上自衛隊達第 71—7 号（57. 10. 3））第 7 条
研究開発に関する場合	研究開発に関する達（陸上自衛隊達第 100—1 号（27. 12. 3））第 14 条及び第 15 条
教範類の改定に関する場合	教範類に関する達（陸上自衛隊達第 103—1（13. 3. 16））第 11 条
年度業務計画に反映させる要望事項	陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第 11—1 号（28. 3. 29））第 7 条の 2

別紙第3（第6条関係）

審査判定基準

上申又は自隊処置するもの	不採用
次の3条件を満たすもの。 1 改善又は普及する必要性が認められるもの。 2 改善の効果が高いと認められるもの。 3 費用対効果が高いと認められるもの。	左記以外のもの。

- 注：1 「上申」又は「自隊処置するもの」には、上級部隊等の長の権限に属する事項に対して当該部隊等において「採用を適当と認める」と判断する場合を含む。
- 2 修正等が軽微な場合は、判定者側で修正等を施し採用することができる。

別紙第 4 （第 8 条関係）

審 査 判 定 書		
提案者	所 属： 職 名： 階 級： 氏 名： （内線番号： ）	
提案の主題		
改善の必要性		
改善の効果		
費用対効果		
適用範囲	陸自全般 ・ ○○ 全般	
総合評価		
判 定	採 用 ・ 不採用	
処 置	上 申 ・ 普及上申 ・ 自隊処置	
特記事項		
参考	同種提案 の有無	
職名 階級 氏名		

寸法：日本産業規格 A 4 縦

- 注：記載要領
- 1 改善の必要性
装備改善提案書にある現状・問題点に対する妥当性を記入する。
 - 2 改善の効果
装備改善提案書にある改善の方法及び改善の効果の妥当性を記入する。
 - 3 費用対効果
装備改善提案書に経費等について記入がある場合、評価内容を記入する。
 - 4 総合評価
改善の必要性、改善の効果及び費用対効果等を総合的に判断し、改善の審査判定理由を記入する。
 - 5 特記事項
上級部隊が審査判定において参考となる事項等を記入する。
 - 6 参考（同種提案の有無）
過去における同種提案の有無のいずれかを記入する。
 - 7 記入欄が不足の場合は、別紙とすることができる。
 - 8 審査判定にあたり作成、使用した資料を添付する。